

復興住宅にお住まいのみなさまへ 家賃に関する大切なお知らせ

これまで東日本大震災により被災し復興住宅へ入居した方は「国制度※¹」及び石巻市の「独自減免制度※²」により家賃を減免しておりましたが、令和5～15年度までに段階的に減免額が縮小し本来の家賃となります。

市では「独自減免制度」及び「一般減免制度※³」のうち、入居者の負担が少ない方を適用できるようになりました。

該当する世帯は以下のとおりですので、ご確認ください。
(詳しい家賃減免制度の説明は裏面をご覧ください。)

●注意点

- ・一般減免を受けるには毎年度、申請書の提出が必要となります。必要な手続きについて下記の問合せ先までご相談ください。
- ・すべての方が一般減免の対象となるわけではありません。あらかじめご了承ください。

●対象世帯 → 東日本大震災の被災による入居世帯に限られます。

認定した収入の額が8万円以下の世帯

(収入分位が1-1、1-2、1-3、1-4の世帯)

※ご自身の「認定した収入の額」は、毎年2月中旬に送付される家賃決定通知書で確認してください。

●対象復興住宅(令和6年度で管理開始後11年目を超える復興住宅)

- ・根上り松復興住宅 ・中里七丁目復興住宅 ・沖六勺西復興住宅
- ・沖六勺東復興住宅 ・南中里一丁目復興住宅
- ・新西境谷地復興住宅 ・青葉西復興住宅 ・青葉東復興住宅
- ・柴田復興住宅 ・黄金浜第一復興住宅 ・黄金浜第三復興住宅 ・浜松町復興住宅
- ・竹浜復興住宅 ・今泉前復興住宅 ・六本木畑復興住宅 ・桑浜復興住宅
- ・大須復興住宅 ・しらさぎ台復興住宅 ・鮫浦第一復興住宅 ・前網浜第一復興住宅

※¹ 東日本大震災特別家賃低減制度(管理開始から10年目までの復興住宅を対象)

※² 石巻市復興公営住宅家賃減免取扱要綱(管理開始から20年目までの復興住宅を対象)

※³ 石巻市営住宅等家賃減免実施要綱(管理開始後11年目以降の復興住宅の被災入居者及び被災以外の入居者を対象)

問合せ先

宮城県住宅供給公社 東部支社 入居管理班

Tel:0225-85-0301

市営住宅家賃減免制度について

市営住宅の入居者で収入が著しく低い場合や病気にかかり、一時的に家賃支払いが困難な場合など、収入比率に応じ20～80%の家賃減免が適用されるものです(一般減免制度)。

これまで東日本大震災により復興住宅へ被災入居された方は国制度・市独自減免制度が適用されましたが、令和5年度からは管理開始後11年目を超える住宅にお住まいで、認定した収入の額が8万円以下の方に限り、一般減免制度または市独自減免制度の負担が少ない方を適用できるようになりました。(詳しくは以下の区分をご覧ください。)

	東日本大震災の被災入居者			その他の入居者
	減免申請書提出	管理開始後10年目までの住宅	管理開始後11年目を超える住宅	
国制度	不要	対象	制度終了	対象外
市独自減免制度	不要	対象	対象	対象外
一般減免制度	毎年度提出必要	対象外	対象 ※減免申請書が提出され、市独自減免と比較して入居者の負担が少ない方を適用します。	対象

一般減免制度の注意点

・児童手当や障害年金など非課税の収入も含めて減免額を算定するため、**毎年度の申請が必要**です。

一般減免制度を受けるための手続き ※詳しくはお問い合わせください。

